

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 9 月 29 日 (火) 第 145 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○鹿児島県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示 (※) (環境林務課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第866号

鹿児島県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示を次のように定めた。

令和 2 年 9 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

鹿児島県環境影響評価技術指針 (平成12年鹿児島県告示第466号) の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 2 項 第 2 号 中 「別表第 1 の(13)」を「別表第 1 (14)の表」に改め、同項第 3 号中「別表第 1 の(1)から(12)まで及び(14)から(23)まで」を「別表第 1 (1)の表から(13)の表まで及び(15)の表から(24)の表まで」に改め、同条第 3 項第 4 号ア中「次条第 1 項第 6 号」を「次条第 6 号」に改め、同号イ中「物」を「もの」に、「次条第 1 項第 6 号」を「次条第 6 号」に改める。

第 23 条 第 2 項 中 「別表第 1 の(24)」を「別表第 1 (25)の表」に、「別表第 1 の(13)」を「別表第 1 (14)の表」に、「主要な設備」を「主要設備」に改める。

別表第 1 中(24)の表を(25)の表とし、(12)の表から(23)の表までを 1 表ずつ繰り下げ、(11)の表の次に次の 1 表を加える。

(2) 太陽電池発電所の設置又は変更の工事に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境		水環境		土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	
		大気質	騒音	振動	水質	地形及び地質	地盤							
								粉じん等	騒音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質	土地の安定性	反射光
工場の実施	工事用資材等の搬出入	○	○	○								○		
	建設機械の稼働	○	○	○										
	造成等の施工による一時的な影響				○			○	○	○				○
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在				○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	施設の稼働		○											

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する太陽電池発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - (1) 工事の実施に関する内容
 - ア 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤及び残土、伐採樹木、廃材等の搬出を行う。
 - イ 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
 - ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池及び搬入道路の造成並びに整地を行う。
 - (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - ア 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された太陽電池発電所を有する。
 - イ 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行う。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。
- 5 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 6 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
- 7 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 8 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 9 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 10 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第 2 (9)の表振動の部工事用資材等の搬出入の項中「騒音」を「振動」に改める。

別表第 2 (10)の表振動の部工事用資材等の搬出入の項及び資材等の搬出入の項中「騒音」を「振動」に改め、同表重要な種及び群落（海域に生育するものを除く。）の部中「標準手法」を「参考手法」に改める。

別表第 2 中(24)の表を(25)の表とし、(23)の表を(24)の表とし、別表第 2 (22)の表中「(17)の表」を「(18)の表」に改め、同表を別表第 2 (23)の表とする。

別表第 2 (21)の表中「(12)の表」を「(13)の表」に改め、同表を別表第 2 (22)の表とする。

別表第 2 中(20)の表を(21)の表とし、(14)の表から(19)の表までを 1 表ずつ繰り下げ、別表第 2 (13)の表重要な種及び群落の部中「(12)の表」を「(13)の表」に改め、同表を別表第 2 (14)の表とする。

別表第 2 (12)の表を別表第 2 (13)の表とし、同表の前に次の 1 表を加える。

(12) 太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業に係る参考手法

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
粉じん等	工事用資材等の搬出入	(9)の表粉じん等の部工事用資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	建設機械の稼働	(1)の表粉じん等の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
騒音	工事用資材等の搬出入	(9)の表騒音の部工事用資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	建設機械の稼働	(1)の表騒音の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	施設の稼働	(10)の表騒音の部施設の稼働（機械等の稼働）の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
振動	工事用資材等の搬出入	(10)の表振動の部工事用資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	建設機械の稼働	(1)の表振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	(10)の表水の濁りの部造成等の施工による一時的な影響の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	地形改変及び施設 の存在	1 調査すべき情報 (1) 浮遊物質の状況 (2) 気象の状況 (3) 土質の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、浮遊物質の状況については、環境基準において定められた浮遊物質に係る水質の汚濁についての測定の方法 3 調査地域 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 水の濁りの特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響

		<p>を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>を的確に把握できる時期</p>
重要な地形及び地質	地形改変及び施設 の存在	(1)の表重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
土地の安定性	地形改変及び施設 の存在	<p>1 調査すべき情報 土地の安定性の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 土地の安定性について、表層土壌や地質の改変の程度を把握した上で、斜面安定解析等の土質工学的手法</p> <p>2 予測地域 土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、調査地域に準ずる地域</p> <p>3 予測対象時期等 土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
反射光	地形改変及び施設 の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するた</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

		めに適切かつ効果的な地点 5 調査期間等 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	
重要な種及び注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響	(10)の表重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	地形改変及び施設 の存在		
重要な種及び群落	造成等の施工による一時的な影響	(1)の表重要な種及び群落の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	地形改変及び施設 の存在		
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	(1)の表地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	地形改変及び施設 の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設 の存在	(9)の表主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部地形改変及び施設の存在の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	(9)の表主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部工事用資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	地形改変及び施設 の存在	(1)の表主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
廃棄物	地形改変及び施設 の存在		1 予測の基本的な手法 (1) 廃棄物の種類ごとの排出量の把握 (2) 適切な処理・処分の方策の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 発電事業の終了時
建設工事	造成等の	(1)の表建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法と同	

に伴う副 産物	施工によ る一時的 な影響	じ。
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 2 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。 3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 4 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 		

附 則

この告示は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。